

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例に基づく区域の指定

平成14年8月2日

宮城県公安委員会告示第89号

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）第2条の規定に基づき、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等について規制を行う必要性が高いと認められるものとして指定する区域を次のとおりとし、平成14年9月1日から適用する。

仙台市青葉区	国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、立町、春日町、大町一丁目、大町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、花京院一丁目
仙台市宮城野区	榴岡一丁目、榴岡二丁目